

## 日本テレワーク学会 研究発表大会規程

2009年3月17日 理事会決定

### (目的)

#### 第1条

本規程は、日本テレワーク学会研究発表大会における、発表者、発表内容、発表原稿、表彰等研究発表大会に係る諸事項を規定する。

### (発表資格)

#### 第2条

研究発表大会にて発表できる者は、原則として本学会会員とする。ただし、共同発表である場合は筆頭発表者が会員であればよい。

### (発表内容)

#### 第3条

発表内容は、テレワークの研究や実践に関して学術的に意義があり、かつ他の刊行物では未発表の、あるいは投稿中でないものとする。

2.発表は、以下の2種に区分され、内容は以下の通りとする。

(1)論文の部における発表：テレワークの理論的または実証的な考察をまとめたもので、既存の諸研究を踏まえたもの、または、テレワーク実践の結果あるいはテレワークの実践事例や活用事例、技術、制度、工夫に関わるデータを包括的にまとめて考察したもの。

(2)報告の部における発表：発表の内容は論文の部と同様とするが、論文の形式にまとめたものでなくてもよい。

3.発表言語は日本語または英語とする。

### (発表の申し込みおよび採択)

#### 第4条

発表者は、本学会 Web 記載の「日本テレワーク学会研究発表大会論文・報告申込書」の様式にしたがって、発表題名や要旨等を、研究発表大会実行委員会が定める期日までに同委員会に提出する。

2.同委員会は、発表の申し込みを受けた場合には、その内容を検討し、あらかじめ定めた期日までに発表申込者に対して発表の採否を通知する。採択する場合には、発表者に対して研究発表大会予稿集に掲載する論文等の提出を求める。

### (論文等の提出および様式)

#### 第5条

発表者は、発表の申し込みが採択された場合には、研究発表大会予稿集に掲載する論文等を作成し、研究発表大会実行委員会が定める期日までに同委員会に提出する。

2.論文等の様式は、第3条に定める発表の分類に応じて、以下の通りとする。

(1)論文の部：本学会 Web 記載の「日本テレワーク学会研究発表大会原稿テンプレート」に従った学術論文の形式をとり、原稿枚数は図表等を含め、6 頁を標準とする。但し、必要に応じて 6 頁を超えても良い。

(2)報告の部：日本テレワーク学会研究発表大会原稿テンプレートに従った学術論文の形式をとり、原稿枚数は図表等を含め、4 頁程度を標準とする。またはこれにかわり、プレゼンテーション画面の形式をとったスライドでもよい。その場合は、原則として発表に使用するもの同一のスライドを提出する。

3.発表者が論文等を作成する目的は、研究発表大会における資料として用いるだけでなく、大会に出席できない者に予稿集を通じて発表内容を知らせることを兼ねる。したがって、発表を聴講しない者も予稿集の閲覧のみにより研究の目的、考え方、手法および結論が理解できるように配慮して論文等を作成する。

4.論文等の査読はこれを行わない。但し、提出された論文等の内容または形式が本規程第 3 条または第 5 条を満たさないと研究発表大会実行委員会が判断した場合には、同委員会は発表者に対し論文等原稿の修正を依頼することや、発表の採択を撤回することがある。

### **(著作権)**

#### **第 6 条**

研究発表大会予稿集に掲載された論文等の著作権は原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、発表者である著者からの申し出により、発表者と本学会で協議の上、措置する。

2.著作権に関する問題が発生した場合は、発表者の責任において処理する。

3.論文等の著者人格権はその著者である発表者に帰属する。なお、発表者は自分の原稿を複製・転載などで利用することができるが、その場合、発表者は、その旨を本学会に書面にて通知し、掲載先には出典を明記する。

4.本学会は原則として、本条により著作権が本学会に帰属する研究発表大会の論文の部における発表の予稿集用原稿のすべてを、国立情報学研究所または本学会理事会が適当と判断する外部学術機関に対し、電子化および公開のためのデータ提供をすることができる。また、報告の部における発表の予稿集用原稿のうち、日本テレワーク学会研究発表大会原稿テンプレートに従った学術論文の形式をとり、かつ研究発表大会実行委員会が外部提供適当と判断する原稿を同様の外部機関に提供することができる。

### **(表彰)**

#### **第 7 条**

研究発表大会の論文の部における発表のうち特に優秀なものについては、表彰の対象とする。

### **(大会発表論文の推薦論文制度)**

#### **第 8 条**

前条の規定で表彰された論文は、学会誌候補である推薦論文として、研究発表大会実行委員会から学会誌編集委員会に対して通知する。

2.研究発表大会実行委員長は、前条に定める表彰を受けていない場合でも、特に優れると認める論文がある場合には、推薦論文とすることができる。

3.推薦論文の著者は、研究発表大会予稿集に掲載した論文の内容を精査して必要に応じて追補し、日本テレワーク学会誌投稿規程および論文執筆要項に基づき一般論文と同様の方式で日本テレワーク学会誌に投稿するための最善の

努力を行うものとする。

4.学会誌論文委員会および査読委員会における推薦論文の査読プロセスおよびその他の扱いは、原則として一般論文と同等とする

5.推薦論文が採録になった場合、学会誌編集委員会は学会誌に推薦論文を掲載するにあたり、以下の扱いを行う。

(1) 論文タイトルの脚注に下記の推薦文を添える。

「本論文の内容は〇〇〇〇年〇月に開催された研究発表大会において発表され、日本テレワーク学会誌への掲載が推薦された論文である」。

(2) さらに論文の末尾に、研究発表大会実行委員長が提出した推薦文を掲載する。

6.推薦論文が不採録になった場合には、その時点で推薦論文としての処理を終了する。

**(附則)**

この規程は 2009 年実施の本学会第 11 回研究発表大会より適用する。

**(以上)**